

学生支援緊急給付金（国の給付金制度）よくある質問【公立小松大学版】

令和2年5月28日現在

1. 申請全般について

Q 1. 支給対象者の要件を完全に満たさないと申請できませんか？

A 1. 要件を完全に満たさない場合でも申請は可能ですが、審査において、より多くの要件を満たす申請者より優先順位が低くなります。

Q 2. 支給対象者の要件を完全に満たせば、必ず給付金がもらえますか？

A 2. 各大学に配分される日本学生支援機構への推薦枠に限度があるため、要件を完全に満たしても、申請者数によっては給付金を受け取れない場合があります。

2. 支給対象者の要件⑤「コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む（※3））が大幅に減少（前月比（※4）の50%以上減少）している」について

Q 1. 1か月で50%以上の収入減少はないが、2020年1月以降、数か月かけて収入が50%以上減少した場合、要件を満たしますか？

A 1. 1か月で50%以上の減少がない場合、要件⑤を満たしません。申請は可能ですが、審査において、より多くの要件を満たす申請者よりも優先順位が低くなります。

Q 2. アルバイト先が複数あり、収入が大幅に減少した月が異なる場合、どのように判断すればよいですか？

A 2. 給与支給月ごとの合計額で判断してください。

3. 支給対象者の要件⑥「既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす」について

Q 1. 奨学金等の利用を予定している者に該当している場合は、実際に奨学金等の申請を行う必要がありますか。

A 1. 原則、申請から1か月以内に申請する必要があります。なお、該当者については、後日連絡します。

4. 支給要件を満たすことを証明する書類について

Q 1. 支給要件を満たすことを証明する書類は必ず添付する必要はあるのですか？

A 1. 「「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用）」（以下、申請の手引き）には支給要件を満たすことを証明する書類の提出は任意と記載している箇所がありますが、本学で審査する上で、書類を必要としますので、申請書の「4. 添付書類」に画像ファイルを添付(各書類1つずつ添付)してください。なお証明書類の添付ができない項目については、申請書の「3. 申し送り事項」に提出できない事情を申告してください。証明書類の提出や事情の申告がない場合は、誓約書の要件項目にチェックを行っていても、該当しないものとみなします。

提出書類の詳細については、申請の手引き6～7ページをご確認ください。